

徳島県企業管理規程第一号

川口ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月十七日

徳島県企業局長 木 下 慎 次

川口ダム操作規程の一部を改正する規程

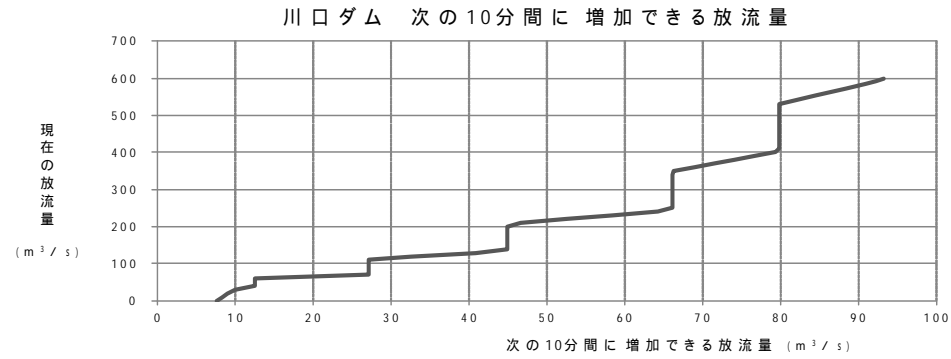
川口ダム操作規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項ただし書を削る。

第十四条第二項第一号中「ダム放流の開始時の三十分前に一分間」を「ダム放流の開始時の約三十分前に、ダム地点に設置されたサイレンを一分間吹鳴し、以下順次、別表第二に掲げる警報所からサイレン又は疑似音により行うものとする。」に改める。

別図第二を次のように改める。

別図第二



川口ダム 次の10分間に増加できる放流量

(単位 m<sup>3</sup>/s)

現在の放流量	次の10分間に増加できる量	現在の放流量	次の10分間に増加できる量
0.0	7.6	310.0	66.1
10.0	8.2	320.0	66.1
20.0	9.0	330.0	66.1
30.0	9.9	340.0	66.1
40.0	12.5	350.0	66.3
50.0	12.5	360.0	69.0
60.0	12.5	370.0	71.6
70.0	27.1	380.0	74.1
80.0	27.1	390.0	76.7
90.0	27.1	400.0	79.3
100.0	27.1	410.0	79.8
110.0	27.1	420.0	79.8
120.0	32.5	430.0	79.8
130.0	40.8	440.0	79.8
140.0	44.9	450.0	79.8
150.0	44.9	460.0	79.8
160.0	44.9	470.0	79.8
170.0	44.9	480.0	79.8
180.0	44.9	490.0	79.8
190.0	44.9	500.0	79.8
200.0	44.9	510.0	79.8
210.0	46.6	520.0	79.8
220.0	52.5	530.0	79.8
230.0	58.5	540.0	81.9
240.0	64.3	550.0	83.9
250.0	66.1	560.0	86.0
260.0	66.1	570.0	88.2
270.0	66.1	580.0	90.2
280.0	66.1	590.0	92.3
290.0	66.1	600.0	93.2
300.0	66.1		

別表第二の川口ダムの項中「無線」を「有線」に改め、同表の田野の項中「那賀郡那賀

町和食郷字田野263-1」を「那賀郡那賀町和食郷字田野22-2」に、

「  
-  
」

を「100」に改め、同表の加茂谷第二の項中「阿南市加茂町不ケ35-1」を「阿南

市加茂町南不ケ35-1」に改め、同表の古井の項中「古井」を「熊谷」に、「阿南市中  
大野町シル谷228-2」を「阿南市楠根町津越地先」に改め、同表の上大野の項中「阿  
南市上大野町西谷2」を「阿南市上大野町成国地先」に改め、同表の中島の項中「阿南市  
那賀川町赤池405」を「阿南市那賀川町赤池堤下405」に改め、同表の大野の項中「  
阿南市那賀川町中島1278-1」を「阿南市那賀川町中島字汐口1278-1」に改め  
、同表の田舎の項中「阿南市那賀川町中島1615-1」を「阿南市那賀川町中島地先」  
に改める。

別表第三の貯水位及び流入量の項中「超蓄波式水位計」を「蓄波式水位計」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の川口ダム操作規程の規定は、令和元年六月  
一日から適用する。